第8回情報保全諮問会議 議事要旨

1 日時

令和元年5月16日(木)午前9時03分から午前10時22分までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

(構成員)

老川 祥一(座長)読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理

国際担当(The Japan News 主筆)

塩入 みほも 駒澤大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

永野 秀雄(主查)法政大学人間環境学部教授

南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授

(政府側)

安倍内閣総理大臣

宮腰国務大臣

西村内閣官房副長官

野上内閣官房副長官

杉田内閣官房副長官

蔥浦內閣総理大臣補佐官

左藤内閣府副大臣

安藤内閣府大臣政務官

北村内閣情報官

森 内閣情報調査室次長

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」に ついて
 - ア 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 (案)の概要(資料1)
 - イ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 (案) (資料2)
 - ウ 有識者からの意見(資料3)
 - エ 国会報告(案)の目次対比表(資料4)
- (2) 今後の主なスケジュール(資料5)

5 議事概要

(冒頭座長挨拶までカメラ撮りあり。)

- (1) 冒頭、安倍総理大臣から概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 平成26年12月に特定秘密保護法が施行されてから4年余りが経った。緊迫化する国際情勢の下で国民の命と平和な生活を守り抜くためには、情報が極めて重要。この法律を制定したことにより、我が国に対する国際的な信用が増し、これまで以上に核心に迫る情報が得られるようになった。
 - この間、政府においては、独立公文書管理監による検証・監察や衆・参両院 に設置された情報監視審査会による調査への対応を含め、重層的なチェック体 制の機能を十分に活かしながら、細心の注意を払って、法の適正な運用に努め てきたところ。
 - 今回で5回目となる国会報告は、こうした法の運用状況を継続的に、分かり やすい形で国民に公表し、政府における秘密の取扱いの客観性と透明性を向上 させ、特定秘密の指定等の適正を確保する上で極めて重要なものである。本日 は、有識者である委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思う。
 - 政府としては、今後とも皆様を始め、多くの方々から様々な御意見を賜りながら、法の適正な運用を徹底してまいる所存である。
- (2) 老川座長から概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 特定秘密保護法が施行されて4年余りが経過し、この法律の運用により関係 各国との情報交換が格段に活発化していると聞いている。安全保障環境が厳し さを増している中で、この法律の適正な運用がより一層重要性を増すものと考 えている。
 - 先般、内閣府独立公文書管理監からの是正の求めなどが出されて、改善措置 が適切に行われたというふうに承知している。指摘された事項は、軽率な扱い によって生じたものが多いと思われるが、軽率なミスだから軽く考えて良いと いうわけではなく、むしろそういう軽率な扱いが重大な結果を招くおそれも非 常に大きいということを認識し、政府においては、より一層緊張感を持って文 書管理に取り組んでいただきたい。
 - 衆議院・参議院、両院の情報監視審査会からは、政府に対する意見あるいは 要改善・指摘事項が出されていると承知している。これらに対し、政府は、例 えば、事務連絡を発出して、独立公文書管理監が保存期間1年未満としている 特定秘密文書の中にも保存期間を1年以上とすべきものがないかという検証・ 監察が行われるようになったと聞いており、これによって特定秘密文書の適切 な管理がより一層進むように期待をしている。
 - 法律の運用に対するチェック機能は適正に働いており、政府においては、引き続き真摯に対応していただきたい。
 - 本日は、第5回目の国会報告について議論するわけだが、国会報告は、法律 の運用の透明性を確保する上で極めて重要なものであり、我々委員としても、 しっかりと政府に意見を申し述べてまいりたい。

- (3) 老川座長の挨拶終了後、公務のため、安倍総理大臣及び西村副長官は退室した。
- (4) 北村内閣情報官から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について説明を行った。
- (5) 北村内閣情報官の説明終了後、公務のため、宮腰大臣は退室した。
- (6) 出席者から概要以下のとおり発言があった。 (国会報告の案に関する意見について)
 - 一点目は、6ページの4(2)のアの記載に関する記述に関する指摘である。 指定解除の理由について、「英国との取決め締結後」という段落があるが、当 初の記載は指定がいつ行われたものなのかということが不明であった。まず一 つに、この解除に関しては、指定の時期を明記すべきである旨指摘をし、「平 成28年に指定した」という記載を補足していただいた。

また、本件はあらかじめ指定であったということで、このあらかじめ指定については、以前、衆議院情報監視審査会や本諮問会議において、その拡大の不適切さが議論になったところであり、その後、内閣情報調査室次長発の通知において、情報の出現が確実になった段階に至って初めて指定ができるといったあらかじめ指定の基準が示されたところである。

しかし、本件指定の解除については、「あらかじめ特定秘密として指定したものの、当該情報が提供されなかったため」との説明しか記載されていなかったので、情報の提供が確実となった段階で指定するといった基準が遵守されていたのかという点に疑問を感じ、事務局に説明を求めたところ、英国からの要請を受けて指定したものであって、情報提供が前提とされていたということが判明したので、このあらかじめ指定が適正に行われていたということが、記載自体から明らかになるように、こういった前提条件についても記述を加えるべきである旨指摘をし、6ページにある記載のとおり、適切に反映していただいた

二点目が、19ページの表7、特定秘密文書の保有状況に関するものである。 特定秘密文書は、他の機関から複製の提供を受けて保有しているものも多 く、この表では複製文書であっても機関ごとにそれぞれ1件として計上されて いる。一方で、同一機関内で、同一文書の複製を保有している場合には、原則 としてまとめて1件として計上されているとのことであったので、その旨につ いても注記により明記すべきである旨指摘をし、表の下の注1において、反映 していただいた。

三点目が、22ページから23ページにかけての部分、是正の求め等への対応に関する記載についてである。この是正の求め及び指摘は、計7件記載があるが、このうちの3つ目の防衛装備庁と、それから5つ目から7つ目にかけての防衛省に対する是正の求め等は、いずれも特定秘密表示の誤りということである。これについては、この表示の誤りが認められた文書がどれだけあったのかが不明確であったので、文書の件数を明記すべきである旨指摘をし、これについても反映をしていただいた。

最後が65ページの資料に関する指摘である。当初の案では、資料7のほか、64ページの資料6にも、対象期間外である平成31年1月実施のものが各一件ずつ掲載されていたので、事務局に確認したところ、対象期間外の実施に関しては、記載が削除された。一方で、表7の防衛装備庁の定期検査については、年内に終わらずに本年1月に持ち越したということで、そういった事情については、注記により説明を加えるべきであるとの指摘をし、この点についても、表下の注2でその旨記載をしていただいた。

○ 14ページのオ「なお」のすぐ上、注24についてであるが、指定を解除すべき条件を設定しているのは181件、これは以前からこの会議で、できるだけ条件を付けるべきだということを再三申し上げてきたことに応じたもので、取組状況が増えていることが全体的な傾向として分かる。しかし、省庁ごとの取組状況が分からないので、分かるように、この181件の内訳を示してはどうかということで、注24を入れていただいた。

それから20ページの付記。これは、特定秘密の取扱業務を行うことができる者の数というところが、実際に扱っている人なのかどうかが、正確に読み取れないおそれがあるということで、「できる者」の人数であって、「実際に扱っている者」の人数ではないということを注に入れていただいた。そうしないと、取扱者が増えていることをもって、特定秘密の数量も過剰に増えているのではないかと誤読されるきっかけになりかねないので、実際に扱っている人数とこの数字は違うということを注として明記していただいた。

○ 8ページの通報制度について、注14についての通報制度に教育を少し書き 込んでいただきたい、具体的な形にしていただきたいというお願いをしたとこ ろ、定期的に実施する教育において、こういうふうな形で書き加えていただい た。

その心、趣旨としては、5年近く経過し、いろいろな御指摘があるが、基本的には形式的な表示の誤り等であって、さほど大きな問題は出なかったことは、極めて適切に運用されている、喜ばしいことであろうと思っているが、今後、国際情勢の変化に伴い、案件も複雑化し、かつ件数も毎年増えていく中で、いろいろな問題があってはならないということで、重層的なチェック体制が更に強化されることを期待する。

実はこのように発覚の経緯としていろいろな事案を見ると、内部通報制度がかなり効果的に使われている場合があるので、今後ともこの内部通報制度が、チェック体制の基礎として働く、牽制効果、そして抑止効果となるように、そういう意味で研修をしっかりしていただきたいという期待を込めて、お願いしたものである。

○ 本報告の対象期間外に発生した定期検査の結果であっても、他の行政機関に対する注意喚起等の観点から、重要と考えられるものについては、本報告書資料編に何らかの形で記載すべきであると考え、本報告書65ページ資料7注1を加えるべきであるという指摘をし、そのとおりに反映された。

本報告書64ページの資料6「対象期間中における指定の理由の点検状況」において、国家安全保障会議が指定の点検対象となっているのに対して、65ページの資料7では、同会議が出てこないのが、一般の国民には分かりにくい

ので、注を加えて、その意味を説明すべきであるという指摘をさせていただいた。この指摘に関しては、現在、事務局に検討していただいている。

(法律の運用状況に対する意見等)

- 一点目は指定の有効期間についてである。運用基準において、有効期間については5年を超えない範囲で「適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とあるが、実際はほとんど5年であるということがずっと繰り返されている。各行政機関に対して、期間の設定・点検等について働きかけをしっかり行ってくださいということと、もし(働きかけを)したのであれば、それを記載したらいかがかというお話をした。
 - 二点目は指定を解除すべき条件について、災害時など国民の生命・身体・財産を保護するために秘密指定の解除をできるようにするということ。
 - 三点目が、適性評価の透明性を確保する取組について検討することである。 この三つを引き続き、繰り返しなのだが申し上げた。

報告書本体の記述の変更はされず、有識者の意見として記載していただいた。

この三点は、私が委員に就任して以来、しつこく繰り返し申し上げて、嫌がられているとは思うが、この法の運用において、大切にするべき精神に係るシンボリックなポイントとして繰り返し申し上げている。

秘密指定は最小限の範囲であるべきことや、法の運用の透明性が確保されるべきという、そういう精神のもとに運用基準は作成された。実際の運用を見ると運用基準に違反はしていない、ルールにのっとっているかもしれないが、例えば、上限は5年だけど、最小限の期間でやろうねと言ったときに、ほぼ99パーセントが5年というところが繰り返されていると、国民の目には本当にその精神に基づいて運用されているのかどうかという疑問が起こるのではないかと。そういったことが他にもいろいろあるのではと懸念し、シンボリックなポイントとして同じ三点を申し上げている。是非、この運用基準をもともとの精神にのっとって運用しているということを、運用の実績、実態で表現していただきたい。

○ 定期検査で後から100件の複製物が廃棄されていたというようなことがあったように、似たような軽率な扱いによるミスというものが、次々に出てくるというのは、非常に困ったこと。一つ一つとると、それほど重大なことではないが、こういうものが後を絶たない、後になってまた分かる、こういうことは非常に国民の信頼を失うというふうに思うので、職員に対してどういう改善、周知徹底をどのようにやっているのかということについても、しっかりとこれからできるものをしてもらった方がいいと思う。

1年未満の文書は廃棄していいと、こういうふうになっている。しかし、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上に設定すべきものがないかということについて、検証・監察するということも話に出ていたので、これは非常に大事なことだと思う。こういうふうに改善しましたよということが、国民の目にもわかるような措置をとっていただくことが必要なのではないかということを申し上げたい。

それからもう一つ、我々が危惧しているのが、特定秘密を扱う職員たちの規律と言うか、遺漏のないようにということが目的であるが、最近、外国からのサイバー攻撃とか、そういうことがあり得る、そういうものに対する防御措置というものを、すでにされていると思うが、こういうものに対する措置をとっていただきたい。その際に、例えば直接的なサイバー攻撃ということだけではなくて、これから兵器の共同開発など、こういうものが今後行われるようになると、日本だけではなくて、協力している国同士で同じような基準で対応しなくてはいけなくなる。そうなった場合に、これは頭の体操だが、現行の法律体系で済むのか、あるいは新たに追加的なことが必要なのかとそういうこともあり得る。その場合は必要な対応をしていただかなくてはならないけれども、その場合にもやはり国民の権利義務、こういうものに障る部分が出てくる可能性がある、そういうことについても目配りをしていただきたいと思う。

○ 一点目は文書管理の電子化との関係についてである。本年3月に「行政文書 の電子的管理についての基本的な方針」が決定され、今後、行政文書管理の電 子化が本格的に進められていくが、この電子化に関して、文書管理が大きく厳 格化されることになる。一方で特定秘密文書に関しては、性質上電子化に馴染 まないものや、物理的又は情報提供条件等によって電子化できないものもあり、 また電子化することによって、サイバー攻撃等によって情報が消失したり漏洩 したりするリスクも高まるといった事情もあるから、一般の行政文書の電子化 とは別に特別な措置を講じていく必要がある。とはいえ、文書管理の電子化に よって、一般行政文書の管理については、文書ファイルの名称や体系の統一化 はもとより、決裁文書の修正制御、文書複製のログ、複製の供与に際しての承 認フロー、また、共有先での複製文書の管理状況の記録等も、システム上自動 的に行われるよう基盤整備されることになるところ、より厳格な取扱いが必要 とされる特定秘密文書の管理がこうした一般行政文書の管理に劣るようなこと があってはならない。そうした状況も踏まえて、特定秘密文書の今後の管理の 在り方について、まず電子的管理が可能なものと、不可能又は困難なものにつ いて精査し、特に前者については諸外国における機密文書の電子的管理状況を 調査するなどして、情報セキュリティに係る安全措置について十分に検討しつ つ、速やかにその方針を定めていただきたい。

特に文書管理の電子化に関する検討に際しては、公文書管理委員会では、防衛省の日報問題等、主に複製文書の所在情報管理がずさんであることに起因する不適切事案が少なくないことに鑑みて、文書の複製の記録と複製文書のトレーサビリティの確保を徹底すべきとの意見が出され、これを受けて、この機能を文書管理システムに組み込む方向で検討されることになっている。先ほど、65ページの注にも記載されたけれども、今年に入ってまた防衛省での不適切な文書破棄事案が発覚したが、これも複製文書の廃棄である。実はこの複製文書のトレースという観点から、特定秘密文書の保有状況についても、19ページの表7において、本来であれば複製文書の内訳も明記すべきではないかといった意見を出したが、現状では把握することは困難ということで、報告書への記載については原案どおりで了承した経緯がある。しかし、現状では把握困難かもしれないけれども、今後もそのままでよいのか。現状で甘んじるのではな

くて、こうした複製文書の追跡、そしてその管理状況の把握について、技術的 又は体制的に対応可能なのかどうかを今後進められる一般行政文書の電子管理 の状況を踏まえつつ是非とも検討していただきたい。

二点目は、定期検査の実施に関してである。報告書の65ページの資料7を 見ると、内閣官房では4回分実施のような記載になっているが、これは実施の 時期を分けただけで回数としてはいずれも2回ということであった。しかし、 各省庁の保護規程を見ると、「年に2回以上」と規定されていて、年2回と決 まっているわけではない。他方で特定秘密文書の保有件数は、19ページの表 7にあるように、行政機関により大きく異なっており、また、22ページの是 正の求め等に関する記載から明らかなように、例えばこの防衛省の特定秘密表 示の誤記等、定期検査で容易に発見できそうな誤りについて、定期検査後に是 正の求めを受けているという状況が見られる。ところが65ページの資料7で はいずれも「特段の問題は認められなかった。」と、こういった結果報告にな っている。こうした状況に鑑みると、定期検査は現状では形式的、機械的な検 査に終わっているのではないかという印象を受ける。防衛省での不適切な文書 廃棄は、今年の初めに実施された定期検査で発覚したということで、これは正 に定期検査が機能したわけであるが、やはり定期検査は各行政機関が一律的に 年に2回実施すればいいというものではなくて、特定秘密文書の取扱件数の多 寡に応じてその方法を見直すべきであって、実施の回数を含めて、より実効的、 実質的な検査の在り方について今後是非とも検討していただきたい。

最後にもう一点、これは報告書に記載されていない意見で誠に恐縮であるが、付け加えて発言させていただく。今の定期検査の話は事後チェックの強化の観点によるものであるが、今回の報告書における独立公文書管理監の是正の求めの事例、それから防衛省での文書廃棄の事案、これはいずれも初歩的なミスであるから、より根本的な問題として、そもそも文書管理の、特に特定秘密文書の管理の教育、研修が徹底されているのか、こういった点に疑問を感じた次第である。先ほど、他の委員も研修に言及されたけれども、やはり今回発覚したのが、初歩的なミスで、漏洩等、大事に至っていないからいいという話ではなくて、そもそも特定秘密文書管理の基本的な知識が欠如していれば、いずれはもう取り返しのつかない事態を招きかねない。特に今回の防衛省の文書廃棄のケースは、末端の部隊レベルの判断で複製物を廃棄してしまった事案で、そもそも一般行政文書の管理、基本的な知識さえ欠如しているということに起因している。

この点、運用基準を見ると、「I 基本的な考え方」の章に、「3 特定秘密を取り扱う者等の責務」として、「特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保たなければならない。」という一般的な責務規定はあるが、この「教育を受講するなどして」といった極めて抽象的な規定しか置かれていない。これ以外に教育の実施に関する具体的な規定は置かれていない。また、「IV 適性評価の実施」の章、こちらに11として研修という項目があるが、内容を見ると、これはあくまでも適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を取得させるための、適性評価の実施に係る研修の規定であり、適性評価を受けて実際に特定秘密の取扱業務に従事することと

なった職員に対する研修の規定ではない。そこで、各行政機関の保護規程のほ うも見てみた。全て見たわけではないが、一か条、教育に関する規定があり、 その中では、「特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理 する機関等に所属する職員に対し、年1回以上、必要な教育を行うものとする」 という一般的な定めがあるが、第二項のほうでは、「所属する職員に、新たに 特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、必要な教育を行 うよう努めるものとする」、このような努力義務にとどまっている。いずれに しても、教育、研修の内容面であるとか、実施の在り方などについては、現状 では各行政機関に統一された具体的かつ明確な基準は設けられていない、こう いうことに改めて気付かされた訳である。また、この研修とか、教育の実施に ついては、定期検査のような年次調査、報告は行われていないため、全く不透 明な状況である。この点、一般行政文書の管理については、昨年6月の「行政 文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」で示された方針を受け、教育研修の 充実強化ということが図られた。職責レベルに応じた研修である。総括文書管 理者に対する全体研修が昨年8月に実施され、それ以外の文書管理者、幹部職 員を対象とする対面研修についても、秋以降に全ての府省において実施された。 その後も、それ以下の職員等に対する研修が順次行われているということであ るが、こういった研修の充実強化ということを受け、ガイドラインの中では、 留意事項として、職責レベルに応じた研修の実施の在り方や、更には研修内容 の具体例、また、効果測定による実効性の確保等についても明記されたところ である。

ところが、研修の受講状況について公文書管理委員会において報告を受けたところ、総括文書管理者の受講率は80%弱、それ以下の幹部職員についても、「ほとんどの行政機関が90%以上」ということであるので、90%に達していない行政機関もあるということである。これが一般公文書の研修についてのレベル。しかしながら、特定秘密を扱う職員においては、このような状況ではなおさら困るわけで、一般行政文書に関する研修の受講については当然のことながら、これに加えたプラスアルファの教育が必要とされるわけである。この点については、現状では、運用基準にも保護規程にも、具体的、明確的な規定が、現在設けられていないので、是非とも、運用基準の5年後の見直しに当たっては、このあたりがより確実に実行されるよう、また、研修が実行されたということが目に見えて分かるような形で年次の報告をしていただくとか、そういったことをより具体的に示していただきたい。

- 行政文書の管理に関するガイドラインが改正されて、特定秘密保護法にも当然適用されるということになるが、意思形成過程等については一年以上を原則として、一年未満に設定するのは一定の類型となったわけであるけれども、行政においてままあるのは、いつの間にか原則と例外が逆転していることがあるので、特定の類型への当てはめ等に関して、原則と例外が逆転しないように注意していかなければならないと思っている。
- 行政文書の電子的管理の件である。多分、これから行政実務で扱うデータは 電子化が進んでいくと思う。この法律を作った時の元々の考え方は、紙ベース で情報が管理されているという考え方をベースにしていたと思う。最初、法案

の概要が公表されたときに、データの問題として捉えたほうがよいという意見を申し上げ、文書化されていない秘密についての指定の仕方も書き込んだ方がよいと提案させていただいた。それから5年、6年が経って、データ化がますます進み、今回、他の委員の方からいろなトラブルが起こっていることの指摘があったが、どれもヒューマンエラーによって起こったものである。全国的に大きな組織になっている行政庁の場合に、その末端の職員が知識不足や勘違いから初歩的なミスを起こしているということがある。このような事態に対処するには、人間に対する研修も重要だが、管理の電子化を進めることによって、同様のエラーが起こりにくい、起こらないという環境を作っていくことが重要になるのではないかと思う。この法律の重要な課題は、重要な情報を金庫の中に閉まっておくだけでなく、有効に使うことと両立させることである。そういった中で、情報が紙からデータに移っていくということを考えると、運用基準の見直しでも、厳格な管理とデータの扱いやすさはどうあるべきかを明確に意識して取り組まなければいけないのではないかと考えている。

この問題は多面的に検討する必要があるので、委員の意見交換の機会を持った方がよいと思う。

○ 第一に、本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、政府全体として本格的な行政文書の電子的管理に移行することを目指すこととされた。他方で特定秘密が記録された行政文書については、一般の行政文書には適用されない厳重な保全措置を講ずる必要があるところ、上記の方針との関係で、電子的管理に関する基本的な考え方を数年以内に公表することを検討していただきたい。また、その際には、他国において機密情報に要する情報システム保全費用が巨額なものになっていること等を踏まえ、継続的な予算措置が可能か否かといった行政上の効率性の観点からも検討を加えていただきたい。これは、米国の機密情報を管理するシステムの保守管理費用が2016会計年度だけで約65億ドルを支出されているところ、このような多額な支出を我が国で継続的に行うのは困難ではないかというふうに考えたためである。

第二に、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合における運用基準の見直しの検討については、各委員からの意見を早期に取りまとめるとともに、委員の意見交換ができる場を是非とも設けていただきたい。

第三に、特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在している。特定秘密の指定権限を有する行政機関が、法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあって権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出していただき、委員が意見を言える機会を設けていただきたい。

第四に、政府は、参議院情報監視審査会によるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提示に関する決議を経て、情報提供元の承諾を得て、初めて当該文書を提出した。同審査会は、特定秘密におけるルールの適用の在り方と同審査会への提供に関する政府の判断基準等を真摯に議論してきたことから、具体的な提示がなされたことには意義がある。しかしながら、今回の提示

のような制度的な検証の枠組みを超えて、このような提示を毎年のように実施 すれば、提示について承諾を求める提供元との信頼関係を損なう恐れもあるの で、今後の提供については慎重な判断が必要と考える。

そして最後に、公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について」の通知については、内閣官房の特定秘密保護法関連のホームページで公開すべきであるという意見を出させていただいた。

- (7) 事務局から委員の発言に対して、概要以下のとおり回答した。
 - まず、有効期間の設定状況については、いただいた御意見を踏まえ、昨年の 諮問会議を実施して以降、各行政機関が新たに指定した特定秘密については、 5年の有効期間を設定した理由を聴取すると同時に、当事務局より、改めて指 定の有効期間の見直しに関する検討を依頼してきた。現時点において、指定の 有効期間の見直しには至っていないが、今後においても、各行政機関において 運用基準の例示を踏まえつつ指定の有効期間の設定が行われるよう、引き続き 各行政機関と連携してまいりたい。
 - 解除条件については、国民の生命及び身体の保護の観点からの公表の必要性 等に基づく条件を設定すべきであるという考え方に基づき、内閣情報調査室に おいて、ある程度検討対象を絞った上で、個別の行政機関に検討を依頼してき たところである。現時点では、御指摘の観点からの条件の設定には至っていな い。他方、各行政機関とのやりとりの過程で、必ずしもこれは御指摘の観点に 基づくものではないが、防衛省及び防衛装備庁において、計5件の特定秘密に 指定を解除されるべき条件が設定される等、御意見を踏まえた対応を契機とし て、条件の設定に関する各行政機関の側における意識も向上してきたものと考 えている。今後においても、御指摘の観点も踏まえて、適切な条件の設定がな されるよう、引き続き各行政機関と連携してまいりたい。なお、特定秘密保護 法の目的が「我が国及び国民の安全の確保」である以上、特定秘密に該当する 情報を公表しなければ、そのような目的が達成できないという場合においてま で指定を維持する必要はないと考えている。しかしながら、その多くの場合に おいては、特定秘密に該当しない形に加工した上で公表すれば対応が可能なも のであり、指定全体の解除までは要しないという状況であることが想定される。 突き詰めて考えると、御指摘の観点は、全ての特定秘密に共通して存在するも のであり、個別の指定を解除すべきかどうかといった問題ではなく、特定秘密 も含めて、政府としてどのような情報を国民に公表すべきかといったような判 断の問題となってくる。今後は、御指摘の観点も含め、適切な条件の設定がな されるよう、引き続き各行政機関と連携してまいりたいと考えているが、全て の特定秘密に御指摘のような点が当てはまるということも踏まえて、どのよう な事象が生じた場合に、どのような情報を公表するのかをあらかじめ定めてお くことについては一定の限界があるという点についても御理解いただきたい。
 - 適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てを、透明性の観点から、

検討して国会報告にも記載すべきであるという御意見について、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立ては、制度の客観性を高めるため、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由のほかに公表できるものがないかという観点から検討を行ってきた。法律第12条第2項において調査事項が定められているが、評価基準が運用基準に明記され、評価に用いられる関係書類も公表されているところ、現時点では、これ以上に公表するものが見当たらないというのが現状である。特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数は、平成30年末までに3件と非常に少ないため、個人のプライバシー保護という観点から、現時点においてその具体的な理由を公表することは困難と考えている。しかしながら、今後、これらの者の数が一定程度蓄積された段階において、その理由について統計的に示すことは可能と考えているところ、引き続き、検討を進めてまいりたい。

- 公文書管理の種々発生している問題の再発防止策の徹底については、今後と も再発防止のための措置を検討していきたい。
- 定期検査、研修の実施について、御指摘の趣旨も踏まえて、各行政機関において、より実効的な定期検査、それから適正な教育、研修をどのように行っていくか、これがどうあるべきかといった点について、今後検討してまいりたい。
- サイバー攻撃といった、新しい技術が発生してきた時への対応については、 これは全ての行政機関において対応が必要な問題であるので、政府内において 共有を進め検討してまいりたい。
- 特定秘密文書の電子的管理については、厳重な保全措置を講ずる必要性、それから秘匿度の高い内容へのアクセス制限の在り方といった特殊性があるところ、これらを考慮に入れつつ、今後、行政文書の電子的管理に関する検討自体の進捗を踏まえて、具体的に検討してまいりたい。また、複製文書のトレーサビリティの確保に関しても、特定秘密文書が、一般の行政文書と比較して、引き続き、より厳格な取扱いを行っていくべきことは当然であると考えている。
- 運用基準の見直しの進め方に関しては、本日、いただいた御意見の趣旨を十分に踏まえて、時期、方法などについて、今後、検討してまいりたい。
- 指定権限を有する20の行政機関の見直しについては、指定をする見込みがあって権限を付与されたのに指定をしなかった理由等について、今後、関係省庁から具体的な事実関係を聴取の上で、これらを取りまとめ、有識者の先生方にも個別に御説明をさせていただく予定である。
- サードパーティ・ルールが適用される特定秘密の国会への提示についてであるが、サードパーティ・ルールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合には、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合に提供することについては、これは適切であると考えている。ただ、慎重な判断が必要であるという御意見については、各行政機関とも共有し、対応してまいりたい。
- 当室から発出した事務連絡に関してホームページで公表するべきであるという御意見については、国会報告を行う際に、内閣官房ホームページで公表することとしたい。
- 複製文書のトレーサビリティ、教育、またデータ化、電子化、期限の問題、

非常に活発に御議論いただいたことに感謝申し上げる。運用基準の見直しの時期にかかっており、各先生方に、十分御議論できるような形の場を揃えた形で、 運用基準の見直しにあたっていきたい。

- (8) 最後に、老川座長から発言があった。
 - ただいま、国会報告案及び法律の運用に関して、各分野の専門的見地から有益な御意見が出されたが、政府におかれては、これらの意見を十分に踏まえて適切に対応をしていただきたい。最後に、報道に従事する立場の者として一言申し上げたい。今のところ、この法律の運用によって従来の取材活動に大きな問題が生じていることはないと承知はしているが、言うまでもなく、国民の知る権利、報道の自由の尊重、これは民主主義社会の根幹をなすものである。政府におかれては、報道機関からの信頼を損なうことがないように、報道機関の取材に対しては、細心の注意を払うようにお願いしたい。なお、冒頭でも触れたが、保存期間1年未満とされている特定秘密文書についても、これが適切であるかどうかの検証・監察が行われることになったことは、この法律の運用に関して、政府として着実に改善を行っていることを示すものと、前向きに評価をしたい。こういった政府の取組が国民に伝わるように、積極的に公表されていくということが望ましいと考えている。
- (9) 北村内閣情報官から今後のスケジュール等について説明し、以下のとおり確認した。
 - 国会への報告については、6月上旬頃を予定しているところである。
 - 本日、委員の皆様方から頂いた御意見については、事務局で整理をした上、 後日、再度委員の皆様方に御確認をいただき、国会報告に掲載する予定である。
 - その後、閣議決定を行い、国会に報告・公表をすることとなる。また、本報告は国会の情報監視審査会に対して行うこととなっており、その際は、運用基準に従い、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付して提出する予定である。
 - 次回の諮問会議については、御議論いただく内容について、座長と御相談の 上、日程等を決定したいと考えている。
 - (10) 閉会に当たり、左藤副大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 特定秘密保護法の施行から4年余りが経った。前回の国会報告以降、内閣府独立公文書管理監からの是正の求めなどがあり、また、衆・参両院の情報監視審査会における調査も行われた。これらを受けて、関係行政機関において必要な措置を講じたところである。

本日の会議に先立ち、5月8日に開催した内閣保全監視委員会において、委員長である宮腰大臣より、関係行政機関に対して、特定秘密保護法の適正かつ 円滑な運用に努めるよう改めて徹底したところである。

本年12月10日で施行後5年という節目を迎えるにあたり、法附則第3条の規定に基づく特定秘密を保有したことがない行政機関の除外、また、職員の研修、データの電子化、セキュリティの問題、保存期間1年未満文書など、い

ろいろ御意見があった。そういうものも含めて、運用基準の見直しについて、 真摯に対応していく必要があることも重ねて強調させていただきたい。

- 本日は、委員の皆様方から、5回目となる国会報告の案に関し、法の運用の 透明性を一層高めていくために有益な様々な御意見をいただいた。国会報告に 適切に反映し、国民の皆様の理解を増進するよう一層頑張っていきたいと思う。 また、法の運用の適正を確保するための貴重な御意見も賜った。各行政機関と 共有し、法の適正な運用を徹底してまいりたい。
- 引き続き、委員の皆様方の御意見を伺いながら、本法の実効的かつ適切な運用を積み重ねて参りたい。
- 委員の皆様方におかれては、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げる。

(以上)